情報公開法に基づく処分に係る基準について（平成１３年４月１日公正取引委員会）

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第３　不開示情報該当性等の判断基準 開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。 なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。 １　個人に関する情報（法第５条第１号）についての判断基準 ［（１）・（２）　略］ （参考）　不開示事由に該当する可能性がある情報の具体例について 法第５条第１号の不開示事由に該当する可能性がある情報の具体例としては、以下のものが挙げられる。ただし、当該事例は、あくまで一般的な考え方を示したものであり、個別の開示決定等を行う時点の状況に応じ、慎重に判断するものとする。 （情報の具体例） 民間人の情報について ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和３１年法律第１２０号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第２５号）及びスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第５８号）（以下「独占禁止法等」という。）に関する相談者、事件についての申告者等の氏名等	第３　不開示情報該当性等の判断基準 開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。 なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。 １　個人に関する情報（法第５条第１号）についての判断基準 ［（１）・（２）　略］ （参考）　不開示事由に該当する可能性がある情報の具体例について 法第５条第１号の不開示事由に該当する可能性がある情報の具体例としては、以下のものが挙げられる。ただし、当該事例は、あくまで一般的な考え方を示したものであり、個別の開示決定等を行う時点の状況に応じ、慎重に判断するものとする。 （情報の具体例） 民間人の情報について ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31 年法律第 120 号）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）（以下「独占禁止法等」という。）に関する相談者、事件についての申告者等の氏名等

［２～４　略］ ５　審議、検討等情報（法第５条第５号）についての判断基準 ［（１）～（５）　略］ （６）　法第５条第５号の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。 （７）　［略］ ６　［略］	［２～４　略］ ５　審議、検討等情報（法第５条第５号）についての判断基準 ［（１）～（５）　略］ （６）　法第５条第５号の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。 （７）　［略］ ６　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	